

雑報

埼玉県立病院の診療材料等調達・物品管理業務について、次のとおり公募型プロポーザルに付する。

平成三十年一月二十三日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 業務内容

(1) 件名及び数量

埼玉県立病院の診療材料等調達・物品管理業務 一式

(2) 仕様等

仕様書及びプロポーザル説明書による。

(3) 履行期間

契約日から平成33年9月30日まで

ただし、契約日から平成30年7月31日までは、適正かつ円滑に診療材料等調達・物品管理業務を導入するための準備期間とする。

なお、平成30年度以降において、予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除するものとする。

(4) 履行場所

ア	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市板井1696番地
イ	埼玉県立がんセンター	北足立郡伊奈町小室780番地
ウ	埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心1番地2
エ	埼玉県立精神医療センター	北足立郡伊奈町小室818番地2

(5) 事業者選定方法

県立病院新SPD事業者選定委員会が、企画提案の審査を行う。

評価が最も高い者を第一交渉権者とし、次点の者を第二交渉権者とする。

2 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級及び業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から契約締結までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から契約締結までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を

除く。

(6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

(7) 500床以上の病院で診療材料等のSPD業務（調達管理業務）を受託した実績、若しくは受託していること。（再委託先として受託している場合の実績は含めないものとする。）

3 申請書類、企画提案書等の提出場所等

(1) 本件に関する担当窓口

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 番匠・松丸
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 仕様書及びプロポーザル説明書の交付方法

ア ホームページからダウンロードする場合

埼玉県公式ホームページの「組織情報」から「病院局 経営管理課」のページを開き、「新着情報」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 現地説明会の開催

参加資格の確認を得た者に対し次のとおり現地説明会を行う。

ア 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 平成30年2月5日(月) 午前

イ 埼玉県立がんセンター 平成30年2月7日(水) 午前

ウ 埼玉県立小児医療センター 平成30年2月6日(火) 午前

※開始時刻及び集合場所は参加資格の確認を得た者に対し別途連絡する。

(4) 企画提案書の受付期間

参加資格の確認を得た日から平成30年3月1日（木）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(5) ヒアリング審査の場所及び日時

参加資格の確認を得た者に対し後日連絡をする（平成30年3月上旬を予定）。

4 その他

(1) プロポーザル参加者に要求される事項

このプロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル説明書で示す必要な申請書類等を平成30年1月31日（水）午後5時までに上記3(1)の提出場所に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

また、事務担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約の相手方の決定方法

第一交渉権者を内定者とし契約締結の協議を行い、最終合意に至ったときに契約を締結する。なお、内定の取消し、又は内定者からの辞退の申し出があった場合、第二交渉権者を内定者に繰り上げる。

(4) その他詳細は、プロポーザル説明書による。